

# 2024年度(令和6年度) 福山市放課後児童クラブ利用案内

【2024年4月1日現在】

1 放課後児童クラブの概要	…1 ページ	4 利用料等(必要な経費)について	…3 ページ
2 申込期間及び受付場所について	…2 ページ	5 放課後児童クラブ連絡先	…4 ページ
3 利用承諾基準及び 必要な書類等について	…2 ページ	6 その他注意事項	…4 ページ
		7 よくある御質問	…4 ページ

## ■ 1 放課後児童クラブの概要

目 的	保護者が就労などで昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に施設を利用して遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的としています。
対 象 児 童	市内の小学校に在学又は市内に住所を有する児童 ※新小学1年生の場合は、4月1日から利用できます。 ※小学6年生の場合は、3月31日まで利用できます。
開 設 日	月曜日から土曜日まで及び学校代休日(下記休会日を除く日)
休 会 日	日曜日/国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)/8月13日～15日/ 12月29日～1月3日
開 設 時 間	月曜日から金曜日まで: 下校時～18時 土曜日: 8時30分～17時(長期休業期間の土曜日も含む) 学校休業・代休日: 8時30分～18時
そ の 他	17時30分(11月～2月は17時)以降は、保護者のお迎えが原則になります。 お迎えは必ず時間内をお願いします。 土曜日、春・夏・冬休み、学校代休日等に12時以降も利用する場合は、お弁当が必要です。

## ■ 2 申込期間及び受付場所について

### (1) 申込期間及び受付場所

次の受付開始日から締切日までに手続きをしてください。(締切日に遅れた場合は、希望日から利用できません。)

		受付開始	受付締切	受付場所と時間
通 年 利 用	新1年生	1月6日(土)	2月15日(木)	・放課後児童クラブ 受付時間: 放課後児童クラブの概要を参考にしてください  ・福山市役所保育施設課 受付時間: 8時30分～17時15分 ※土日祝日除く ※支所での受付はできません
	新2年生以上		1月31日(水)	
	年度途中入会	各月1日～15日 入会希望	入会希望月の前々月1日	
		各月16日～月末 入会希望	入会希望月の前月末日 (日祝日の場合は前日)	
短 期 利 用	春休み	1月6日(土)	2月15日(木)	
	夏休み	5月20日(月)	6月29日(土)	
	冬休み	10月21日(月)	11月16日(土)	

**※短期利用者が就労要件に該当する場合は、短期利用の申込期間を過ぎると、通年利用の時間に変更になりますので必ず期限内に提出をお願いします。**

### (2) 申込受付について

申込書・添付書類の確認に加えて、対象児童の健康状態等をお尋ねします。申込書類の提出は、必ず保護者の方が、なるべく利用を希望される放課後児童クラブにお越しいただき、御提出ください。

また、申込みの際にスポーツ安全保険料が必要です。郵送での受付はできません。

### (3) 延長預かり事業について

開設時間の前後を延長して放課後児童クラブを利用することができます。

区分	延長時間	該当放課後児童クラブ(2023年10月現在)
早朝見守り(土曜日や長期休業期間)	8時～8時30分	新涯・松永・緑丘・御幸・湯田
延長時間(開設時間後)	1時間	

※利用希望期間と延長申込期間が同じ期間であれば、利用申込書で申請を行うことができますが、同じ期間で申請しない場合は、別途「放課後児童クラブ延長預かり事業利用(利用廃止)申込書」の提出が必要になります。

夏休み等での延長申込については、その都度提出をお願いします。

例) 放課後児童クラブの利用は、1年間利用するが、延長利用は夏休みのみ行う場合など。

### ■ 3 利用承諾基準及び必要な書類等について

#### (1) 利用承諾基準

児童	市内の小学校に在学又は市内に住所を有する児童		
保護者 (※)	対象要件	要件概要	利用承諾期間
	就労	週平均3日以上就労し、1・2年生の申込みの場合は15時以降、3年生以上の申込みは16時以降就労していること (3年生以上で特別支援学級に在籍している児童については、就労時間が15時以降でも利用できますので、放課後児童クラブへ御相談ください。) ※通勤時間は含みません ※春・夏・冬休み期間中に限る短期利用の場合は11時以降。 ※ <u>年度途中で雇用期間が満了になる場合は、更新後の就労証明書の提出が必要になります。</u>	就労期間
	産前・産後	出産前後で児童の監護ができないこと。	産前：3か月 産後：3か月
	病気	保護者が長期の治療を必要とする病気もしくは負傷により児童の監護ができないこと	児童の監護ができない期間
	障がい	保護者が障がいにより児童の監護ができないこと	
	病人などの介護	長期で病気の状態や、障がいがある親族を週3日以上常時看護・介護することにより監護ができないこと	
	就学 職業訓練	就学や職業訓練等のため児童の監護ができないこと ※通学時間は含みません	就学期間
	災害復旧 その他	震災、風水害、火災、その他災害の復旧にあたっていること	児童の監護ができない期間

**※保護者は、2024年(令和6年)4月1日時点で65歳未満[1959年(昭和34年)4月2日以降に生まれた人]の同居する(住民票上同一住所)父母・祖父母が該当します。**

**住民票上同一住所であれば、単身赴任や世帯が別であっても同居とみなし、「(2) 必要な書類」の要件書類が必要となります。また、父母については、内縁や事実婚による保護者を含みます。**

- ※求職中、育児休業中などで就労実態がない場合は、申込みできません。勤務開始・再開後から申込み可能です。
- ※利用承諾期間中に保護者等の承諾基準を満たさなくなった場合(育休・退職等)は、退会となります。
- ※放課後児童クラブ利用料の滞納がある場合は、利用開始までに必ず納めてください。

#### (2) 必要な書類

- ①放課後児童クラブ利用事業申込書(児童ごとに1部)
- ②要件書類(保護者ごとに要件書類が必要になります。)**【注意事項参考】**

要件	要件書類	説明・確認書類
被雇用者	就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務先で(就労予定の場合を含む)証明を受けてください。</li> <li>就労予定の場合は就労開始後に新たに就労証明書と児童情報変更届を提出してください。</li> </ul>
自営業主	就労証明書 + 添付書類 (いずれか1つ)  ※自ら営んでいる人が、就労状況を記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書(又は市民税申告書)の控え</li> <li>開業後に税申告時期を迎えていない場合は開業届の控え</li> <li>法人番号指定通知書の控え</li> </ul> など
自営業専従者		<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書の控え(事業専従者であることがわかるもの)</li> <li>青色専従者給与に関する届出書</li> </ul>
家族従業者		<ul style="list-style-type: none"> <li>給与あり→給与明細書など</li> <li>給与なし→添付書類なし</li> </ul>
内職		<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書(又は市民税申告書)の控え</li> <li>納品書 など</li> </ul>
業務委託		<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書(又は市民税申告書)の控え</li> <li>業務委託契約書の控え</li> </ul>
農業・漁業・林業		<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告書(又は市民税申告書)の控え</li> <li><b>【開業後に税申告時期を迎えていない場合】</b> 農業・・・農地法第3条の規定による許可証、農地台帳 など 漁業・・・漁業組合の組合員証、漁業免許 など 林業・・・森林の所有状況が分かる登記事項証明書及び公図 など</li> </ul>

就労以外の要件は、次ページへ

要件	必要書類	説明・確認書類
産前・産後	申立書	・産前（3か月） 母子健康手帳の母の名前と、分娩予定日（出産予定日）の分かるページ（福山市の場合 表紙と4ページ） ・産後（3か月） 申立書のみ
病 気	申立書	・診断書 申立書や診断書は、症状等により、児童の監護ができない理由を記載してください
障 が い		・障がい者手帳等
病人などの介護	介護状況確認書	・同居の被介護者の介護が必要と認められる書類（診断書、障がい者手帳、介護保険証（「要介護状況区分等」に要介護度の記載のあるもの）、ケアプランなど）
就学・職業訓練	申立書	・在学証明書又は在籍証明書等 ・在学期間（修了見込年月日が分かるもの）、1か月の受講日数・1日の受講時間の分かる資料（パンフレット等を印刷したものも可）
災害復旧		・り災証明書等
【注意事項】		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書、診断書については、<b>証明日の属する月の翌々月末まで</b>のものであれば、コピー可</li> <li>・提出された添付書類等はお返しできないため、再申込みの可能性がある場合は、コピーを取っておくことを推奨します。</li> <li>・求職中、育児休業中などで、就労実態がない場合は、申込みできません。勤務開始・再開後から申込み可能です。</li> <li>・利用承諾期間中に保護者等の利用承諾基準を満たさなくなった場合（育休取得や退職等）は、退会となります。</li> <li>・兄弟姉妹で同時申請を行う場合は、申込児童ごとに書類を提出してください。（添付書類は、一部は原本、他はコピー可）</li> </ul>		

- ③福山市放課後児童クラブ利用料口座振替依頼書（依頼者保管）  
 ④スポーツ安全保険料（800円）  
 ⑤福山市外在住の場合の申込みは、世帯全員の名前が載った住民票

## ■ 4 利用料等(必要な経費)について

### (1) 必要な経費について

項目	金額	減免	納付方法	その他
放課後児童クラブ利用料	月額 3,000 円	・生活保護受給者 ・市町村民税非課税世帯 ・災害その他の特別の事情があると市長が認めた者	口座振替	・2人以上の利用は、2人目から1人につき1,500円になります ・月途中の入退会の利用料は日割になります ・放課後児童クラブに在籍されている期間は、出欠に関わらず利用料が発生します
放課後児童クラブ延長利用料	月額 1,000 円			
スポーツ安全保険料	年額 800 円	・減免制度なし	利用申込受付時 (現金)	・活動中と自宅との往復途上の事故について、保険金を受けられます。 (補償対象外の場合あり)
運営費 (おやつ代等)	月額 1,500 円 ～2,000 円		クラブへ手渡し (現金)	・放課後児童クラブによって異なります。

※利用料の減免について、災害その他の特別の事情があると市長が認めた者は減免申請書が必要になります。

※減免に該当する人は、放課後児童クラブ利用料が免除になります。

※利用料の振替日は、毎月27日です。ただし、27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

### (2) 利用料の算定について

市町村民税の課税の有無を利用料の算定に利用します。適用される市町村民税の年度は、次のとおりです。

収入	市民税の年度	利用料
2022年中 (令和4年中)	2023年度 (令和5年度)	2024年度(令和6年度)4月から8月分までの利用料 ※新年度申込・春・夏・冬休みの申込みの利用料については、利用承諾時にお知らせします。
2023年中 (令和5年中)	2024年度 (令和6年度)	2024年度(令和6年度)9月から3月分までの利用料 ※利用料に変更が生じた場合は、9月中にお知らせします。

※年度途中申込者については、該当する年度の利用料を利用承諾時にお知らせします。

※市町村民税が決定していない場合は、1月1日現在の住民登録地の市町村での市町村民税申告が必要になります。

### (3) 放課後児童クラブ利用料の納付及び手続について

利用料の納付は、口座振替（金融機関等から引き落とし）が原則です。過去の利用や、兄弟姉妹の利用の際に既に口座振替手続をされていて、変更がない場合は、その口座情報を引き継ぎますので手続は不要です。

「利用料口座振替依頼書（3枚複写）」を預（貯）金口座のある金融機関の窓口へ提出し手続をしてください。用紙は各放課後児童クラブ又は保育施設課でお渡しします。

## ■ 5 放課後児童クラブ連絡先

○電話連絡・訪問は開設時間内をお願いします。

○内海放課後児童クラブは内海公民館内、箕島放課後児童クラブは旧箕島幼稚園、常石・能登原放課後児童クラブは、常石すくすくハウス（認定こども園）・こども園のとはら内で実施しています。その他は各小学校内で実施しています。 ※2組以上(●)の電話番号は、ホームページまたは各放課後児童クラブに御確認ください。

あ行		か行		新涯●	954-8673	な行		ま行	
赤坂●	951-3530	春日●	947-1522	瀬戸●	952-0800	長浜	943-9356	幕山●	947-8986
曙●	953-6092	霞	924-3874	千田●	955-2246	西●	921-7423	松永●	934-7416
旭	921-6135	金江	935-9220	想青●	987-0001	西深津●	926-4262	道上●	962-2017
旭丘●	941-4083	神村●	933-0282	た行		能登原	987-0490	緑丘●	943-2179
網引●	0847-51-9657	加茂●	972-6185	高島	956-5101	野々浜	945-9263	南●	921-6026
有磨	958-2706	川口●	953-7679	竹尋	966-2113	は行		御野●	966-1173
泉●	951-7483	川口東●	954-2696	多治米●	953-3591	東●	921-6029	箕島	954-6606
伊勢丘●	947-5015	神辺●	962-1095	中条	967-0748	光●	924-2877	水呑●	956-5370
遺芳丘●	934-3834	熊野	959-0304	常石	987-0953	引野●	943-9379	御幸●	955-4813
内海	980-9320	さ行		常金丸	0847-57-8580	久松台●	924-9676	明王台	952-3169
駅家●	976-6819	蔵王	923-3932	津之郷●	952-1520	日吉台●	943-8294	宜山●	976-0936
駅家北●	972-7839	桜丘	924-3069	坪生●	947-4981	深津●	924-3859	や行	
駅家西●	976-6634	山南	988-0385	手城●	931-3869	福相	958-2754	柳津	933-6823
大谷台	948-1288	樹徳●	926-2558	戸手●	0847-51-3062	藤江	935-9841	山手●	952-1937
大津野●	941-7227	新市	0847-51-9655	鞆	982-1022	本郷	936-0500	湯田●	962-5358

## ■ 6 その他注意事項

### (1) 内容（住所異動等）の変更について

利用申込書提出時から内容が変更になる場合は、「児童情報変更届出書」に変更内容を記入及び必要書類を添付し、各放課後児童クラブ又は保育施設課へ提出してください。

### (2) 転校について

現在利用している放課後児童クラブに辞退届と転校先で放課後児童クラブの利用申込書類を提出してください。締切日や手続について、事前に各放課後児童クラブか保育施設課まで御相談ください。

### (3) 利用承諾の取消し・解除について

申込内容に虚偽・不正があった場合や、放課後児童クラブ利用料を3か月以上滞納し、納付いただけない場合は、放課後児童クラブの利用承諾を取消し(解除)する場合があります。

## ■ 7 よくある御質問

Q 現在放課後児童クラブを利用しておらず、求職中です。申込みすることはできますか。

A できません。利用希望期間に、就労予定又は就労実態がないと申込みはできません。現在利用中の人でも3月31日付けで退職し、求職活動をする場合も申込みはできません。

Q 現在放課後児童クラブを利用していますが、退職し求職中です。引き続き利用することはできますか。

A 利用期間中（3月31日まで）に、退職した場合、求職活動期間として、2か月間利用できます。ただし、2か月を過ぎても求職中の状況が続く場合は、辞退届を提出していただき、就労の内定又は就労後に改めて申込手続をしてください。

Q 現在放課後児童クラブを利用しています。出産により休業します。いつまで利用できますか。

A 産前3か月から産後3か月以内は利用できます。出産されるまでに現在利用している放課後児童クラブに御連絡いただき、申立書と母子健康手帳のコピー（保護者名・出産予定日の分かるページ）を添付し辞退届を提出してください。

(例) 6月15日出産予定→9月14日まで利用可能

【お問合せ】 福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課  
 (住所) 福山市東桜町3番5号(福山市役所本庁舎7階)  
 (電話) (084) 928-1047